



消防団の組織概要

令和2年4月1日現在

都道府県名	山梨県	所在地	〒403-8601		
市町村名	富士吉田市		山梨県富士吉田市下吉田6-1-1		
消防団事務所管	企画部 安全対策課	電話番号(直通)	0555-22-1111(内線222)	FAX	0555-22-1030
消防団名	富士吉田市消防団	メールアドレス	anzen@city.fujiyoshida.lg.jp		

組織	分団数	24	分団	ホームページURL	http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	0	部	【組織概要図】	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">本団</div> <div style="font-size: 3em; color: red; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">第1・3～25分団</div> </div>
	班数	0	班		
団員数	条例定数	570	人	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">本団</div> <div style="font-size: 3em; color: red; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">第1・3～25分団</div> </div>	
	実員数	534	人		
	男性団員数	517	人		
	女性団員数	17	人		
	基本団員数	534	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	0	人		
職業構成別団員数	国家公務員	0	人		
	地方公務員	63	人		
	都道府県職員	1	人		
	市区町村等職員	62	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	1	人		
	農協職員	0	人		
	日本郵政グループ	1	人		
	その他	469	人		
消防団事例・PR等	<p>富士吉田市は雄大な富士山の北麓に位置し、海拔750メートルの市街地を形成する高原都市です。</p> <p>富士吉田市で活動する消防団の活動は多岐に渡り、出初式を初めとする式典や、ポンプ操法等の実際の現場での技量を高めるための訓練を日々行っております。他にも行方不明者の捜索や地域のお祭りの警備をおこなったりと多岐から頼りにされる消防団となっております。また、近年災害が多発しているため、ポンプ操法大会や、普通救命講習、救助資機材技能講習など、有事の際に的確な対応がとれるよう、常日頃から訓練、各種講習に取り組んでいます。</p>				
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	14,000	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
手当	火災出動	1,000	円		
	(参考)交付税単価	7,000	円/回		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:火災出動に関し、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。